

【令和5年11月14日の設工認その9に係る審査会合コメント】

【コメント No. 27】

容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物の火災防護について、どういったものがどれだけの量あり、どこに保管しているのか。また、火災防護の措置について具体的に説明すること。(写真なども付けて回答すること)

<回答>

放射性廃棄物処理場の保管廃棄施設において、現時点で火災防護が必要となる容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物はない。一方、過去には、汚染拡大防止の観点から可燃性の養生シートで表面を覆った大型廃棄物やフィルタについて、不燃シートで覆った状態で保管廃棄施設・Lに保管廃棄を行っていた。これらは、平成24年度までに解体分別保管棟において、解体処理済みであり、鋼製容器に詰替えがなされている。

近年、可燃性の養生シートで覆った大型廃棄物は発生していない。また、フィルタについては、都度解体分別保管棟において処理を行っていることから、容器に封入しない状態で保管廃棄施設には保管廃棄していない。

ただし、今後、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物で可燃性及び難燃性のものが発生する可能性はあることから、これらが発生した場合は、不燃シートで隙間なく覆う措置を行うこととする。